

平成 20 年 3 月 18 日
国際協力銀行

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)田辺様、地球・人間環境フォーラム
満田様、市民外交センター木村様のご質問に対する追加回答

(1) 「環境・持続社会」研究センター(JACSES)田辺様

＜非自発的住民移転及び生計手段の喪失について＞

20. ガイドライン上は用地取得を伴う影響と共に、用地取得を伴わない生計手段の喪失に関しても十分な補償や支援が提供されることになっているが（ガイドライン P14）、報告書内では、これを住民移転と用地取得のみに限定している（報告書 P35）。用地取得を伴わない生計手段の喪失の実施状況について、案件数、案件名、実施内容、生計回復状況を具体的に教えて頂きたい。

（答）ご指摘の項目は、報告書「4. 4. 9. 用地取得・非自発的住民移転」で扱った事項に含まれます。用地取得を伴わない生計手段への影響に配慮した例としては下表のものが挙げられます。

国名	事業名	生計手段への影響への配慮
スリランカ	ゴール港開発事業	工事期間中の漁獲高減少に対する補償
インドネシア	ブサンガン水力発電所建設事業	漁業への影響を最小化するための施設設置等
モロッコ	マラケシュ-アガディール間高速道路建設事業	放牧への影響を緩和するためのカルバートの設置

なお、本調査対象である現行ガイドライン適用案件の大部分は未だ事業実施の初期段階であり、また本調査では現行ガイドラインが適用された全案件を網羅的に対象として、ガイドラインに定められている諸事項の実施状況を確認した上で、案件横断的な傾向を整理・分析することに主眼を置いたため、各案件における生計回復状況の確認までは行っていません。

26. カテゴリ A 案件すべてにおいて実施国で公開された EIA 報告書の言語を案件ごとに教えて頂きたい。

（答）下表の通りです。

国名	事業名	E I A 言語
インドネシア	ウルブル地熱発電所建設事業	インドネシア語
インドネシア	タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業 (I) (II)	インドネシア語
インドネシア	アサハン第 3 水力発電所建設事業	インドネシア語
インドネシア	スマラン総合水資源・洪水対策事業	インドネシア語
インドネシア	プサンガン水力発電所建設事業	インドネシア語
ベトナム	ニンビン火力発電所増設事業 (I) (II)	ベトナム語
ベトナム	国道 3 号線道路ネットワーク整備事業 (I)	ベトナム語
ベトナム	ハイフォン都市環境改善事業 (I)	ベトナム語
ベトナム	ニャッタン橋 (日越友好橋) 建設事業 (I)	ベトナム語
ベトナム	ファンリー・ファンティエット灌漑事業	ベトナム語
ベトナム	ギソン火力発電所建設事業 (I)	ベトナム語
ベトナム	ホーチミン市都市鉄道建設事業	ベトナム語
ベトナム	ビンフック省投資環境改善事業	ベトナム語
スリランカ	ゴール港開発事業 (I)	シンハラ語、タミル語、英語
パキスタン	インダス・ハイウェイ建設事業 (I I I)	ウルドゥー語、シンディー語、英語
インド	デリー高速輸送システム建設事業 (フェーズ 2) (I) (II)	英語
インド	バンガロール・メトロ建設事業	英語
インド	フセイン・サガール湖流域改善事業	英語
インド	ビシャカパトナム港拡張事業	英語、テルグ語
グアテマラ	和平地域道路整備事業	英語、スペイン語
セネガル	バマコーダカール間南回廊道路改良・交通促進事業	仏語
モロッコ	マラケシュアガディール間高速道路建設事業	仏語
モロッコ	都市環境改善事業	仏語、アラビア語
タンザニア	アルーシャーナマンガーアティ川間道路改良事業	英語
モザンビーク	モンテプエスーリシガ間道路事業	英語、ポルトガル語

(2) 地球・人間環境フォーラム満田様

15. (p. 35) 「カテゴリ A については、全案件につき、国内手続きを確認の上、補償・支援内容につき、検討・確認を行っている」と記されています。

2) 補償内容が妥当ではないとして、実施機関に追加的な措置を求めたことはありますか。あるとすれば、その内容につきご教示下さい。

(答) 例えばベトナムのホーチミン市都市鉄道建設事業では、ベトナム側が作成した住民移転計画に、移転対象住民のうち、一部の不法土地利用者に対する補償策が含まれていないことを指摘し、これら不法土地利用者についても補償策を導入するよう働きかけを行いました。

26. (p. 52) 道路・鉄道・橋梁：「プロジェクトサイト及びその周辺地域について、保護区、貴重種の生息域に該当するかを確認し、該当する案件について不可逆的な生態学的影響の有無につき検討している」と記されています。

1) 該当する案件の案件名をご教示下さい。

(答) グアテマラ共和国の和平地域道路整備事業です。

2) ガイドライン上は「原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」とされていますが、プロジェクトサイトが保護区に該当する場合、ガイドラインを満たしていると判断された理由は何ですか？

(答) グアテマラ共和国の和平地域道路整備事業では、国道沿いに 26 箇所の遺跡が確認されていますが、着工前に考古学専門家による事前調査を行う等の予防策を採ることによって、遺跡への影響を回避することになっているものです。

(3) 市民外交センター木村様

1. 『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査(海外経済協力業務)』「4.4.10 社会的関心事項」③「先住民族、少数民族に対する配慮」について

・先住民族への影響があった案件の数と件名を教えてください。また、「先住民族・少数民族」と併記しているが、両者をどのように区別しているのか。

(答) 先住民族、少数民族共に、国際的に確立された定義は存在しないと認識しており、各国での呼称、法令等を踏まえて対応しています。両者の明確な区別・判断は行っていません。具体的な案件名については、カテゴリ A 案件ではベトナムのファンリー・ファンティエット灌漑事業、グアテマラの和平地域道路整備事業、セネガルのバマコーダカール間南回廊道路改良・交通促進事業の事業予定地に先住民族・少数民族が居住していることを確認しております。

・ガイドラインには「十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めねばならない」とあるが、報告書には合意を得るため、実施機関を通じてどのような措置が取られたのか、記載がない。合意を得るための措置があったのかなかったのか、もしあったとすれば具体的にどのような措置が取られたのか、教えてください。

(答) 先住民族に影響がある場合は、本行によるアプレイザル時に先住民族の権利保護や文化的・宗教的な配慮がなされることを確認し、その実施状況については、相手国政府・実施機関が事業進捗を報告するプログレスレポート等を通じて確認を行っています。合意を得るための措置については、例えばベトナムのファンリー・ファンティエット灌漑事業では、事業予定地に住む少数民族・先住民族に対して、農地取得や入植の際に補助金支援等の優遇措置が取られることを確認しています。また、住民移転計画書の作成時に少数民族からも聞き取り調査を行っており、入植計画における住居配分等に特別な配慮がなされる予定です。